

報 告

高齢者虐待に関する関心 — 日・北欧比較 —

Comparison of Japanese and Northern European welfare with regard to elderly abuse

古川潤子¹⁾、堀米史一²⁾

Junko KOGAWA¹⁾ Fumikazu HORIGOME²⁾

1) 白梅学園大学・短期大学実習指導センター

2) 上智社会福祉専門学校

1) Shiraume Gakuen College /Junior College

2) Sophia School of Social Welfare

キーワード：高齢者虐待防止法、日本の高齢者虐待、北欧の高齢者虐待、地域包括支援センター、

Keywords : Elderly Abuse Prevention Act, elderly abuse in Japan, elderly abuse in Nordic countries, community integrated welfare support center

I. 研究目的

わが国においては、介護保険制度導入前は家族が介護を行うことが当然のことだと考えられ、家族が介護を全面的に担ってきたが、家族だけでは担いきれなくなってきた。また近代産業の進展により核家族化・女性の就労増加など社会変化に伴い、家族介護に矛盾や破綻をもたらした。とは言え核家族化について他国と比較すると日本では約 50%程度、北米では 20%以下、北欧ではほぼ 0 に等しいとの結果よりみるとまだ高いとも考えられる¹⁾。また、日本での同居家族構成をみると、高齢世帯で「老老介護」と呼ばれる 80 歳代同士の妻が夫を介護しているケースや、90 歳代の親を 70 歳代の子が介護しているケースなどが増えてきている。「老老介護」は過酷であり、時には心中事件や自殺といった悲劇の原因にもなっている。その他、単身の子との同居、親である高齢者が息子や娘の日常生活の援助、家事などを依存しているケースも見られる。しかし、要介護状態に陥った時に、身体機能・認知症状の低下を受け入れ難く、親に対し介護放棄や時に暴力暴言などの虐待が見られる事も明らかになってきている。また、同居には至らないものの一人暮らしの親の介護の為に離れて暮らす娘や嫁(息子の妻)が頻繁に通い介護をするなども珍しくはない。そうした介護者の心理的ストレスも虐待に繋がる事も報告されている²⁾。特に在宅における高齢者虐待の大きな原因とし

て、介護者が日常的な介護の中で精神的・肉体的に疲弊し、その結果として虐待に及ぶ例が少なくないことが指摘されている。

そこで日本では 2006(平成 18)年 4 月より改正介護保険法が施行され、高齢者を養護するうえで、注目すべき制度「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、いわゆる「高齢者虐待防止法」がスタートした³⁾。この法律により日本でもようやく「家庭の中での出来事」等として見過ごされてきた高齢者虐待問題が表面化されたが、今後さらなる増加傾向を示すと予想されている⁴⁾。厚生労働省の報告によると実際に 2006(平成 18)年 4 月からの 1 年間に 65 歳以上の高齢者が、家族や親族から暴行や暴力など虐待と受けたと自治体が受けた相談通報は 18,393 件、そのうち訪問調査などで虐待が確認されたのは 12,575 件であったと報告されている。

高齢者虐待の防止に向けた基本的視点にも発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援が必要であるとされ、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることを支援ができるように「高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の高齢者の権利擁護のための必要な援助を行う事業」(介護保険法第 115 条の 38 第 1 項第 4 号)の実施が義務づけられた。この「高齢者虐待防止法」の施行により、日本でもよ

うやく「家庭内での出来事」から社会的問題となり具体策が立てられた。今日、日本での虐待は介護者の日常的な介護の中で精神的・肉体的に疲弊、またリストラや親の介護のための退職などでの就労・失業問題など介護者の過剰なストレスが大きな原因となっている。実際に厚生労働省の家庭内における高齢者虐待に関する調査の結果(2006)で、「身体的虐待」が64.1%、「心理的虐待」が35.6%、「介護放棄」29.4%、「経済的虐待」が27.4%、「性的虐待」が0.7%であった。被虐待者の性別では女性が76.9%、男性が22.8%と女性の割合が4分の3以上を占めていた。年齢階級別では80～89歳が39.8%、次いで70～79歳が36.8%となった。世帯構成では未婚の子どもと同一世帯が30.5%と最も多く、次いで既婚の子どもと同一世帯が27.9%であった。虐待者は被虐待者からみた続柄が「息子」が37.1%と最も多く、「夫」が14.1%、「娘」が13.5%、「嫁」が10.2%であった。調査結果からも明らかなように、被害を最も受けやすいのは女性であり、その理由として性的・経済的不平等、社会的な孤立が上げられた。このような観点から高齢女性への生存権侵害という社会的問題から分析及び対策が必要となっており社会医学的関心が高まっている。

しかし、誰が虐待の発見・対応・その後の支援を行うのか。高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れない支援体制が必要であると考えられる。

では、福祉国家である北欧と比べてどうであろうか。北欧では「社会サービス法⁵⁾」や「サラ法」といった対象者本人からの申し出や職員からの報告への早期解決システムが整備されている。福祉大国と呼ばれるスウェーデンにおいても、件数は少ないものの虐待は存在していると報告されており、近年問題になっているのが施設内の虐待であると指摘されている⁶⁾。そしてスウェーデンにおける高齢者虐待は1980年代から問題視されてきており、1998年にはスウェーデンの代表紙「スベンスカダグブラーデット」でストックホルムの老人福祉施設で起こった不祥事491事例について報道された。また、高齢者施設における虐待の内部告発をした准看護師の名前をとった「サラ法」では「高齢者および障害者ケアに従事している者は、これらの人々が良いケアを受けて安心して暮らせるよう努めなければならない。また、ケアにおける重大な問題について気づいた、あるいは知った者はこれを社会

委員会に対して報告しなければならない。」とされており、今回北欧で行った調査の中でヒヤリングを行った際にも、「自身の危機を感じたら家族や専門職に伝え守ってもらう権利がある」と主張していた事が印象的であった。実際にサラ法により虐待の把握が明らかになったと述べられている。その他、スウェーデンでは社会サービス法と学校教育法が密接に関連しており、幼少期より生涯学習における学校教育の中で自立した人格成形が行われている⁷⁾。

北欧では、社会民主主義型、またはユニバーサル(普遍主義)型とも呼ばれる福祉国家を実現している。それは自分の連帯責任を解除されたという心理を表現しているということができ、スウェーデン人は徹底した個人主義である。とされ、「すべての人は満足すべき生活への権利をもつ」とされた平等原理があり、「揺りかごから墓場まで」のスローガンが国民に周知されている⁸⁾。

それに比べ、日本では家族への依存心からか表面化を拒む対象者が多かった。成人になると独立する習慣を持ち自立心の高い北欧に比べ、子供と同居し家族介護を望む日本の風土、家族への要望の相違、慣習の差・自己発言力の差から、日本と北欧には高齢者虐待に関する関心の差が生じるのであろうか。

虐待には自覚の有無の関連もある。平成15年11月～平成16年2月に行われた「家庭内における高齢者虐待に関する調査」⁹⁾の中で虐待の自覚の有無に関する意識調査では、被虐待者と思われる高齢者本人の虐待されている「自覚がある」と答えた高齢者が45.2%。「自覚はない」と答えた高齢者は29.8%を占めた。一方虐待者では、自分が虐待をしている「自覚がある」のは24.7%にとどまっており、半数以上の虐待者は自覚がないままに虐待行為を行っているとして報告している。

以上のことから「高齢者虐待防止」に関する制度がある地域における意識の差を明らかにするために、高齢者虐待防止法が施行された日本在住者と、以前より制度が施行されている北欧在住者を対象に、意識の差を探求することを主な目的とした。そして本研究ではその分析の視点として、「日本と北欧における福祉制度・虐待に対する意識には差がない」という作業仮説を構築し、調査、分析を行った。

II. 研究方法

1. 調査方法

1) 方法

調査対象者に対してヒヤリングとアンケート調査を行った。

2) 調査項目

調査項目は 1.「今の生活に満足していますか」、2.「国の福祉に満足していますか」、3.「家族からの援助協力がありますか」、4.「困ったときにどなたに相談しますか」、5.「家族から虐待されたことがありますか」、6.「施設内で自分が虐待されたことがありますか」、7.「施設内で自分が虐待されたことがありますか」の 7 項目を設定し、調査を行った。回答は問 1 から問 3 に関しては 1.「とても満足している」、2.「満足している」、3.「満足していない」、4.「全く満足していない」を設定し、回答を得た。

2. 調査対象

東京都 A 市 (人口約 14.8 万人、高齢化率 21.4%) の在宅生活高齢者 51 名、スウェーデン E 市のデイケアセンター、グループホーム、ホームヘルプサービス利用者 31 名、デンマーク C 市プライエボーリ (自立支援型)、プライエム (介護提供型施設) 入所・通所者 20 名を対象に 2008 年 1 月から 3 月までの約 3 ヶ月で調査を行った。

調査対象施設は、日本との協力関係が構築され日頃より友好関係を築いてきたスウェーデン E 市、デンマーク C 市の高齢者福祉事業所から無作為に抽出し、事業所長に研究計画書を提示し、研究の趣旨を口頭および文章で説明した。了解が得られた後、研究以外の目的でデータを使用しないこと、研究で知りえた情報は秘密保持すること、データは研究者が管理し、研究終了後研究者自身が責任をもって処理することを説明した。

全対象者の基本属性として男性は 33 名、女性は 69 名であり、年齢は最低年齢が 40 歳、最高年齢が 93 歳で平均年齢が 71.07 歳 (SD = ± 13.040) であった。東京都 A 市対象者は男性 18 名、女性 33 名で、最低年齢は

62 歳であり、最高年齢は 93 歳、平均年齢は 77.41 歳 (SD = ± 7.67) であった。スウェーデン E 市対象者は男性 10 名、女性 21 名で、最低年齢は 40 歳であり、最高年齢は 93 歳、平均年齢は 59.13 歳 (SD = ± 14.472) であった。デンマーク C 市対象者は男性 5 名、女性 15 名で、最低年齢は 60 歳であり、最高年齢は 90 歳、平均年齢は 73.4 歳 (SD = ± 8.5) であった。

3. 分析方法

本研究の目的である「日本と北欧における生活と虐待に関する意識の差」の分析、及び構築した作業仮説の立証を行うために上記調査項目から「東京都 A 市」、「スウェーデン E 市」と「デンマーク C 市」の調査結果の比較を行った。問 1 から問 3 の比較については一元配置分散分析を行い、問 4 から問 7 の比較については χ^2 検定 (χ^2 test) を行った。統計分析は基本的に SPSS (Ver.16 for Windows) を用いて行った。

III. 研究結果

1. 現在の生活に対する満足度

・質問項目 1 「今の生活に満足していますか」

東京都 A 市では「とても満足している」が 11 名、「満足している」が 20 名、「満足していない」が 13 名、「全く満足していない」が 7 名であった。スウェーデン E 市では「とても満足している」が 17 名、「満足している」が 12 名、「満足していない」が 2 名、「全く満足していない」が 0 名であった。デンマーク C 市では「とても満足している」が 13 名、「満足している」が 4 名、「満足していない」と「全く満足していない」が共に 0 名であった (表 1)。

分析の結果、スウェーデン E 市では平均値が 1.52 であり、デンマーク C 市でも平均値が 1.24 と高い数値を示し「満足している」以上の回答が 9 割以上の値を示したが、東京都 A 市では平均値が 2.31 となりスウェーデン、デンマークの方が生活の満足度が有意に高いという結果となった ($\chi^2 = 26.485$ df = 2 p = 0.000)。

表 1 質問項目 1

| | とても満足している (%) | 満足している (%) | 満足していない (%) | 全く満足していない (%) | 平均値 |
|------------|------------------|---------------|----------------|------------------|------|
| 東京都 A 市 | 11 (21.6) | 20 (39.2) | 13 (25.5) | 7 (13.7) | 2.31 |
| スウェーデン E 市 | 17 (54.8) | 12 (38.7) | 2 (6.5) | 0 (0.0) | 1.52 |
| デンマーク C 市 | 13 (76.5) | 4 (23.5) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1.24 |
| | 41 (41.4) | 36 (36.4) | 15 (15.2) | 7 (7.1) | |

2. 国の福祉に対する満足度

・質問項目2 「国の福祉に満足していますか」

東京都A市では「とても満足している」が10名、「満足している」が17名、「満足していない」が13名、「全く満足していない」が11名であった。スウェーデンE市では「とても満足している」が16名、「満足している」が8名、「満足していない」が5名、「全く満足していない」が2名であった。デンマークC市では「とても満足している」が12名、「満足している」が6名、「満足していない」が2名、「全く満足していない」が0名であった(表2)。

分析の結果、スウェーデンE市では平均値が1.77であり、デンマークC市でも平均値が1.50と高い数値を示し、「満足している」との回答が9割近くを示し、「国の福祉」に対する満足度が、東京都A市よりも有意に高いという結果となった($\chi^2 = 17.777$ $df = 6$ $p = 0.007$)。

3. 家族からの援助協力の有無

・質問項目3 「家族からの援助協力はありますか」

東京都A市では「とてもある」が10名、「ある」が17名、「ない」が14名、「全くない」が10名であった。スウェーデンE市では「とてもある」が13名、「ある」が11名、「ない」が5名、「全くない」が2名であった。デンマークC市では「とてもある」が12名、「ある」が4名、「な

い」が4名、「全くない」が0名であった(表3)。

東京都A市では約半数が家族からの援助協力が無いと回答したのに対し、スウェーデンE市とデンマークC市では約8割が家族から援助協力を受けて生活しているという結果となった($\chi^2 = 15.570$ $df = 6$ $p = 0.016$)。

4. 困った時の相談相手

・質問項目4 「困ったときにどなたに相談しますか」

東京都A市では「配偶者」が5名、「娘」が12名、「息子」が8名、「その他の家族」が9名、「友人」が3名、「福祉職員」が14名であった。スウェーデンE市では「配偶者」が14名、「娘」が2名、「息子」が2名、「その他の家族」が2名、「友人」が0名、「福祉職員」が9名、「その他」が2名であった。デンマークC市では「配偶者」が14名、「娘」が0名、「息子」が0名、「その他の家族」が1名、「友人」が2名、「福祉職員」が2名、「その他」が1名であった(表4)。

デンマークC市では7割が「配偶者」に相談するということが高い割合を示し、その他の項目では低い割合となった。それに対し、東京都A市では「配偶者」との回答が約1割であり、「娘」や「福祉職員」が高い割合を示した。スウェーデンE市でも「配偶者」の次に「福祉職員」の回答が多く、東京都A市とほぼ

表2 質問項目2

| | とても満足している (%) | 満足している (%) | 満足していない (%) | 全く満足していない (%) | 平均値 |
|----------|------------------|---------------|----------------|------------------|------|
| 東京都A市 | 10 (19.6) | 17 (33.3) | 13 (25.5) | 11 (21.6) | 2.49 |
| スウェーデンE市 | 16 (51.6) | 8 (25.8) | 5 (16.1) | 2 (6.5) | 1.77 |
| デンマークC市 | 12 (60.0) | 6 (30.0) | 2 (10.0) | 0 (0.0) | 1.50 |
| | 38 (37.3) | 31 (30.4) | 20 (19.6) | 13 (12.7) | |

表3 質問項目3

| | とてもある (%) | ある (%) | ない (%) | 全くない (%) | 平均値 |
|----------|--------------|-----------|-----------|-------------|------|
| 東京都A市 | 10 (19.6) | 17 (33.3) | 14 (27.5) | 10 (19.6) | 2.47 |
| スウェーデンE市 | 13 (41.9) | 11 (35.5) | 5 (16.1) | 2 (6.5) | 1.87 |
| デンマークC市 | 12 (60.0) | 4 (20.0) | 4 (20.0) | 0 (0.0) | 1.60 |
| | 35 (34.3) | 32 (31.4) | 23 (22.5) | 12 (11.8) | |

表4 質問項目4

| | 配偶者 (%) | 娘 (%) | 息子 (%) | その他の家族 (%) | 友人 (%) | 福祉職員 (%) | その他 (%) |
|----------|------------|-----------|-----------|---------------|-----------|-------------|------------|
| 東京都A市 | 5 (9.8) | 12 (23.5) | 8 (15.7) | 9 (17.6) | 3 (5.9) | 14 (27.5) | 0 (0.0) |
| スウェーデンE市 | 14 (45.2) | 2 (6.5) | 2 (6.5) | 2 (6.5) | 0 (0.0) | 9 (29.0) | 2 (6.5) |
| デンマークC市 | 14 (70.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (5.0) | 2 (10.0) | 2 (10.0) | 1 (5.0) |
| | 33 (32.4) | 14 (13.7) | 10 (9.8) | 12 (11.8) | 5 (4.9) | 25 (24.5) | 3 (2.9) |

同確率となった。デンマークでは低い割合となる項目があり、国による差があることが明らかとなった ($\chi^2 = 40.922$ $df = 12$ $p = 0.000$)。

5. 家族からの虐待経験の有無

・質問項目5 「家族から虐待を受けたことがありますか」

東京都A市では「ある」が24名、「どちらともいえない」が2名、「ない」が25名あった。スウェーデンE市では「ある」が8名、「どちらともいえない」が0名、「ない」が20名であった。デンマークC市では「ある」が14名、「どちらともいえない」が4名、「ない」が9名であった(表5)。

分析の結果、スウェーデンE市とデンマークC市に

おいては家族から虐待を経験がないと回答した割合が約7割なのに対し、東京都A市では5割の方が家族から虐待を受けた経験があるという結果となり国による差があるという結果となった (22.949 $df = 4$ $p = 0.00$)。

6. 施設内での虐待の有無

・質問項目6 「施設内での自己自分が虐待された事がありますか」

・質問項目7 「施設内で他人が虐待されたことがありますか」

3つの地域全てで虐待経験有が3割を超え、在宅支援、施設支援に関わらず専門職による高齢者虐待は起こりえるという結果が明らかとなった(表6)。統計的な有意差検定を行った結果、いずれの項目も有意差が認められないという結果となった。

表5 質問項目5

| | ある (%) | どちらともいえない (%) | ない (%) |
|----------|-----------|------------------|-----------|
| 東京都A市 | 24 (47.1) | 2 (3.9) | 25 (49.0) |
| スウェーデンE市 | 8 (28.6) | 0 (0.0) | 20 (71.4) |
| デンマークC市 | 0 (0.0) | 4 (30.8) | 9 (69.2) |
| | 32 (34.8) | 6 (6.5) | 54 (58.7) |

表6 有意差の見られなかった項目

| 質問項目 | | ある | どちらともいえない | ない | 有意差 |
|----------------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----|
| 施設内で自分が虐待されたことがありますか | 東京都A市 | 15 (31.9) | 10 (21.3) | 22 (46.8) | n.s |
| | スウェーデンE市 | 9 (34.6) | 0 (0.0) | 17 (65.4) | |
| | デンマークC市 | 5 (35.7) | 0 (0.0) | 9 (64.3) | |
| 施設内で他人が虐待されたことがありますか | 東京都A市 | 10 (19.6) | 11 (21.6) | 30 (58.8) | n.s |
| | スウェーデンE市 | 6 (19.4) | 14 (45.2) | 11 (35.5) | |
| | デンマークC市 | 2 (10.0) | 9 (45.0) | 9 (45.0) | |

χ^2 有意水準: n . s ... $p > .10$

IV. 考察

本稿の目的は、「日本と北欧における虐待の現状と意識の比較」を分析し地域による差を明らかにすることであった。先行研究を踏まえ前述の作業仮説を立て、作業仮説の立証を行うために7項目の質問を作成し調査を行った。前述の結果から以下のように考察を行った。

1. 現在の生活に対する満足度

「結果」に明らかなように、地域による生活満足度に対する意識の差の割合については有意な関連を認めた。このことから利用者にとって国の施策は生活満足度に差を与えるということが考えられた。

2. 国の福祉に対する満足度

1同様、地域による意識の差は有意な関連が認められた。このことにより国の施策・政治的風土は、福祉を受ける国民に対し満足度に差を与えるといえる。

スウェーデンとデンマークにおいては北欧型の福祉国家で、普遍主義(社会民主主義型、またはユニバーサル)と呼ばれ、他の民主主義国家よりも北欧の国々は国家が国民の幸せに責任をもつ割合が大きく、これは全ての政策に国の関与が大きいのことを意味している。また北欧型福祉国家は高度の普遍主義に基づいており、これは全ての市民が彼らの労働市場の地位、または階級、居住地に関係なく、基本的な社会保障の給付とサービスを受けられる事が、国民の満足度に反映していると考えられる。

3. 家族からの援助協力の有無

核家族化について約50%程度との結果をもつ日本に対し、ほぼ0に等しいとの結果である北欧の方が家族支援を受けているとの意識の差があった。同居の有無に関わらず意識の差の割合に有意な関連を認めた。

スウェーデンにおいては16歳(児童手当終了年齢)になると親元を離れ自立する者が少なくない。デンマークでも高齢者は子どもに依存しない自立した生活を営んでおり、家庭内において虐待が生じることは稀である、とされている。離れて暮らすことで客観的に相談相手として適切な支援をすることができると思われる。

日本では未だに親と子の近接しすぎる関係や、親を看るのは子供の義務という倫理観と新しい価値観との狭間に苦しみストレスフルとなり、虐待の温床になっ

ているとも考えられる。また最近の高齢者虐待の社会的背景として子どもがリストラに遭い親に経済的に依存する、未婚の子どもが介護に縛られ虐待を発生しているなどの例からもその危険性が予測される。

4. 困ったときの相談相手

3の結果を踏まえ、家族支援の有無も関連し、生活面・医療福祉面を含む自己の相談相手を選定する際、国により意識の差が生じる率は有意差があると考えられた。「困る」ことの内容の吟味が必要であるが、解決容易なこと、解決が困難なことにより誰に解決を求めるのかを検討する必要がある。

今回の回答で東京都A市で「配偶者」の回答が少なかったのは3地域の中で平均年齢が高いため既に死別していることも推測されるが「老いては子に従え」の古い考えが残る日本人と、自我の確立があるといわれる北欧人との人生観の違いが出た結果であると考えられる。

5. 家族からの虐待経験の有無

「結果」より、地域差に有意な関連を認めた。上記3でも述べたように、同居の有無に関わらず国の施策や家族支援の有無と関連し、差を生み出すといえる。

日本では戦後の新しい民主主義教育の下で女性の社会進出などめざましい発展をとげたが、未だに家族で親を介護することを是とする考えも多い。普遍主義の確立された北欧との違いがその差になっていると考えられる。

6. 施設内での虐待の有無

「結果」より有意差が認められず、全ての地域で施設内の虐待があることを示した。このことにより、国の施策・政治的風土が整備されている北欧にも虐待は未だ存在し、さらなる制度の強化が必要であると考えられる。日・北欧における施設での虐待とはどのようなことを指すのかさらに詳しい調査が必要である。

しかし北欧でのヒヤリングの際に「自己の危機を感じたら家族や専門職に伝え守ってもらう権利がある」との利用者自身の主張や、「虐待が疑われる際には職員一丸となり対応する」と回答したグループホーム施設長の発言は、国の施策の効果によるものであると判断した。

上記を踏まえ、日本においても「高齢者虐待防止法」の周知・活用が必要不可欠であると考えられる。また国内

の事件として「一宮西病院事件 (2003～2008)」が有名であるが、日本でも虐待を通報する事も積極的に行うべきであると考え。高齢者虐待防止法内においても通報義務・通報者の保護(第7条)があるも、発見者の判断に委ねられており、判断出来かねる事や、通報を拒むケースも多々あると現場職員からは聞かれた。そのことより明らかされている件数よりも多くの潜在化されたものがあるのではないかと推測される。

まとめ

上記の考察をふまえ本研究では全体的に有意な差が見られた項目が多く作業仮説を棄却できると考えられる。虐待を明らかにしようとする意識が日本とスウェーデンやデンマークにおいては異なるということが言えるであろう。

高齢者虐待防止法が平成17年度に法制化されたがシビアな課題であり、事業所単位だけでは対処し切れない多くの課題がある。当事者だけに解決を任せるのではなく、家族を取り巻く地域ぐるみのサポートシステムが活用されるときに解決が始まるのではないかと。北欧では国の施策が周知されているように日本でも高齢者虐待防止法を地域住民へ周知し福祉に対する関心を高める必要がある。また、虐待被害を受けやすいのは認知症を発症しているケースが多い事より認知症サポーター100万人計画の拡充、認知症家族の会等の専門的な知識を持つ家族による専門的支援を増やすなど、当事者の心理的・社会的背景を把握し、地域でのサポートシステムを組織化する必要がある。

また我が国での高齢者虐待発見ルートとして介護支援専門員や訪問介護員(ホームヘルパー)などが発見するケースや、近隣地域の民生委員などの情報も重要な役割を占めており、その後の対応や支援においては医療・福祉・保健の連携が必要であると考え。現在、高齢者虐待防止への視点とし、地域包括支援センターが虐待への対応機関のひとつとされて(高齢者虐待防止法第16条、第17条、介護保険法第115条)、情報の多くが地域包括支援センターに報告されている。しかし早期発見や長期的な支援は配置職員のみでは物理的に困難であり専門的知識・技術を擁する虐待対応専従職員が必要である。今後は継続的な支援とし精神面への介入が主な焦点となり、高い専門教育を受けた有資格者の関与が必要であると考え。北欧での早期対策を取入・遂行していく為に、日本の虐待防止専門職の育成、実務者研修の必要性を感じる。社会福祉士

には更なる期待を、また今後の介護福祉士にも注目したい。昨年、社会福祉士及び介護福祉士法の一部に法改正が施行され、介護福祉士の行う「介護」は「入浴・排泄、食事、その他の介護」から「心身の状況に応じた介護に改める」とされ、高齢者や障害者等の生き方や生活全体に関わることで利用者の暮らしを支え、介護利用者や家族と共に実践する事へと変わってきている。早期発見・情報提供を遂行すべく、地域包括支援センターの配置職員に虐待防止専門知識を得た介護福祉士の導入を期待したい。そして虐待に悩む高齢者や加害者となりうる家族への介入、支援方法の研究・開発・発展が必要であると提起したい。

おわりに

以上、本稿では「高齢者虐待防止法」施行後、北欧との生活と虐待に関する意識を比較するため、アンケート調査の結果を検討対象とし、風土・国の施策・家族への要望との相違の分析、ならびに今後の虐待防止に向けた視点の提示を行った。

しかし、各項目ごとにヒヤリングとアンケートを行い、守秘義務が守られた上で数値では十分に表現できない人間の情動や思想・言動・日常の中で潜在化した「意味」を分析・抽出を試みたが、言語や慣習の相違で十分な結果を得られなかったと考えられる。そのため今後、関係機関との協力により、具体的な虐待の内容、深刻さ、程度の調査を行う必要があると考える。

本研究にあたり 有)介護センターきらら 仁平光恵氏(介護支援専門員)には多大な調査協力を頂き厚く御礼申し上げます。

<文 献>

- 1) 栗木黛子、日本の高齢者の介護問題と介護保険：介護者と被介護者(高齢者)双方の幸福を求めて人間福祉研究 2000、第3号、1-18
- 2) 鶴沼憲晴、関根薫・虐待者である「息子」の特徴と高齢者虐待防止への視点、日本社会福祉学 2007 第47巻第4号
- 3) 高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)2006年施行
- 4) 牧野里奈、わが国における高齢者虐待防止についての取り組み、人間福祉研究,2005.NO8 55-65
- 5) 社会サービス法(Socialtjänstlag,2001:453)、サラ法
- 6) 重野勉、高齢者の人権は守られているのだろうかー福祉の現場からー 2009.5.22

- 7) 金田利子、乳幼児保育における母性意識の国際比較—日・中・米・スウェーデンを対象として—
日本学術振興会・科学研究費助成 研究報告書 131、2009.0330
- 8) 武田龍夫、福祉国家の闘い—スウェーデンからの教訓、中公親書 1575、東京、中央公論新社 2001、27-62
- 9) 家庭内における高齢者虐待に関する調査—平成15年11月～平成16年2月調査結果、財)医療経済研究・社会保険福祉協会
- 10) 大村壮、施設内老人虐待研究と家庭内老人虐待研究の異同の検討、実践女子大学人間社会学部紀要 2、2006、183-191
- 11) 長谷川武史、高齢者虐待対応へのリスクアセスメント応用の可能性—北星学園大学大学院論集 11、2008、55-69
- 12) 谷屋愛子、スウェーデンにおける家族援助の実態と課題：児童虐待への対応に焦点を当てて、教育行財政論叢 9、2005、17-30
- 13) 社会福祉ニュース インターネット <<http://fukushi-sweden.net/news/2007/shiawase07.03.html>> (2007年6月11日記載)
- 14) 神谷かつ江、高齢者虐待に関する心理学的考察、東海女子短期大学紀要第34号、2008
- 15) 副田あけみ、支援を要する高齢者のための地域ネットワーク構築—地域包括支援センターの取り組みに向けて—、人文学報 no372 (社会福祉学 22) 2006.3、63-93
- 16) Gosta Espin-Andersen, G. "The Three Worlds of Welfare Capitalism", Blackwell Publishing Ltd 1990, Oxford, UK.
- 17) ハンヌ・ウーシタロ、北欧諸国の社会保障、横山純一・山田真知子共訳、札幌学院大学商経論集、第11巻第3号、1994、12
- 18) Kautto, M. et al. "Nordic Social Policy" 1999, London & New York. Routledge.
- 19) 三浦美子、高齢者在宅介護における家族の介護意識に関する研究—高齢者虐待予防の視点から—、保健福祉学研究 NO6、2008、185-200